

独立行政法人国立病院機構東広島医療センターにおける
公的研究費等の不正使用防止計画推進室細則

(趣旨)

第1条 この細則は、独立行政法人国立病院機構東広島医療センター（以下、「当院」という。）における「独立行政法人国立病院機構東広島医療センターにおける公的研究費等の取扱いに関する要領」（平成27年3月30日施行）第15条第2項の規定に基づき、不正使用防止計画推進室（以下、「推進室」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 推進室は、公正な研究活動の推進に向けた取組に関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 研究員倫理の向上に関すること。
- (2) 当院における研究員の行動規範に関すること。
- (3) 研究費等の不正防止計画に関すること。

(組織)

第3条 推進室は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 不正使用防止計画推進室長
- (2) 事務部長，庶務班長，研究経験者等
- (3) その他最高管理責任者（院長）が指名する者若干人

(室長)

第4条 不正使用防止計画推進室長は、臨床研究部長とする。

- 2 推進室長は、推進室の業務を統括する。

(事務)

第5条 推進室の事務は、当院事務部管理課において処理する。

(雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか、推進室の管理運営に関し必要な事項は、推進室が定める。

附 則

この細則は、平成27年3月30日から施行する。